

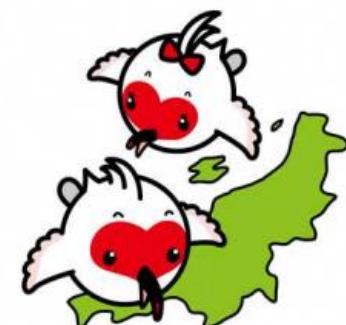


新潟県

## 新潟県村上市及び胎内市沖における 協議会(第5回)

### 基金等を通じた振興策の実施について

令和8年1月20日(火)  
新潟県



## 目 次

- 1 協議会意見とりまとめ
- 2 出捐金の配分について
- 3 海面漁業振興策に係る出捐金の受入について
- 3－2 海面漁業振興策の実施について
- 4 海面漁業振興策（共通枠）及び地域振興策に係る出捐金の受入について
  - 4－2（1）海面漁業振興策（共通枠）の実施について
  - 4－2（2）地域振興策の実施について
  - 4－2（3）地域振興策（内水面漁業振興策）の実施について

# 1 協議会意見とりまとめ

- ・ 本海域の協議会意見とりまとめにおいて、選定事業者は、基金への出捐等を通じて、地域や漁業との協調・共生策を講じることとされている。
- ・ 協調・共生策の実施に当たっては、公平性・公正性・透明性を確保することが求められている。

## 【新潟県村上市及び胎内市における協議会意見とりまとめ 一部抜粋】

- ・ 基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力（kW）の規模に、kW当たりの単価（250円）と公募占用計画の最大認定期間（30年）を乗じた額、すなわち発電設備出力（kW）×250×30で算定される額を目安とする。
- ・ 各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項について、選定事業者は協議会構成員と必要な協議をすること。
- ・ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組の実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ・ 地方自治体以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。

## 2 出捐金の配分について

- 出捐金の配分割合は以下のとおりとする。

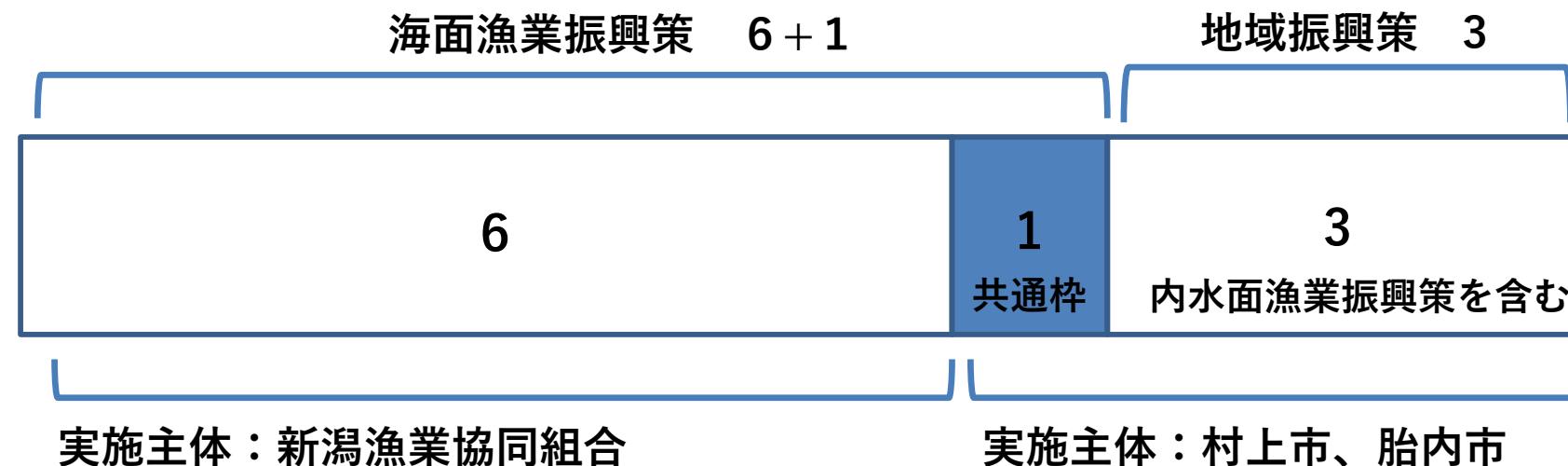
海面漁業振興策：海面漁業振興策(共通枠)：地域振興策 = 6 : 1 : 3

※地域振興策には、内水面漁業振興策を含む。

※海面漁業振興策(共通枠)は、海面漁業振興・漁村活性化に資する事業とする。

※海面漁業振興策(共通枠)及び地域振興策に係る出捐金は、村上市及び胎内市で均等に配分するものとする。

- 今後は、上記配分の中で、各実施主体（海面漁業振興策：新潟漁業協同組合、海面漁業振興策(共通枠)及び地域振興策：村上市、胎内市）が事業を実施することとする。



### 3 海面漁業振興策に係る出捐金の受入について

- 出捐金の受入先等を以下のとおりとし、透明性を確保しながら事業を実施することとする。

#### 1 出捐金の受入先

※関係者間で協議の上決定予定

#### 2 出捐期間

令和8年度以降の最大30年間（予定）

#### 3 各年度の出捐額

各年度に出捐する金額は、発電事業者と出捐金の受入先が必要な協議を実施した上で決定する。

#### 4 透明性確保の方法

※「1 出捐金の受入先」を踏まえて今後決定する。

## 3-2 海面漁業振興策の実施について

- ・本海域の協議会意見とりまとめに記載のとおり、持続可能な漁業体制を構築していくための海面漁業振興策を実施することとする。
- ・振興策の実施状況は、協議会へ報告することとする。

### 1 実施主体

新潟漁業協同組合

### 2 実施時期

令和8年度以降

### 【新潟県村上市及び胎内市における協議会意見とりまとめ 一部抜粋】

以下に例示するような取組を行っていくことを通じて、将来にわたって当地域を活性化していくこと、及び持続可能な漁業体制を構築していくことが期待される。

#### (2) 漁業振興策

- ①水産資源管理や漁獲量把握等の情報を漁業関係者と共有・連携することによる漁獲量や水揚量の増加、漁業操業の効率化推進による利益最大化等の漁業経営基盤の強化
- ②漁業環境の整備や担い手の育成、地場産水産物の販売力強化や消費拡大を通じた継続的な漁業運営

## 4 海面漁業振興策(共通枠)及び地域振興策に係る出捐金の受入について

- ・出捐金の受入先等を以下のとおりとし、透明性を確保しながら事業を実施することとする。
- ・海面漁業振興策(共通枠)及び地域振興策に係る費用は、村上市、胎内市が設置する基金から支出することとする。

### 1 出捐金の受入先

村上市、胎内市

### 2 出捐期間

令和8年度以降の最大30年間（予定）

### 3 各年度の出捐額

各年度に出捐する金額は、発電事業者と出捐金の受入先が必要な協議を実施した上で決定する。

### 4 透明性確保の方法

村上市及び胎内市でそれぞれ基金条例を制定し、予算については議会の承認を受け、決算書に支出等を記載することで透明性を確保する。

## 4-2(1) 海面漁業振興策(共通枠)の実施について

- ・新潟漁業協同組合が実施する海面漁業振興策のほか、海面漁業振興・漁村活性化に資する漁業・水産振興に関する事業を「共通枠」として実施することとする。
- ・具体的な内容については、村上市、胎内市が新潟漁業協同組合と協議の上決定し、実施することとする。
- ・振興策の実施状況は、協議会へ報告することとする。

### 1 実施主体

村上市、胎内市

### 2 実施時期

令和8年度以降

## 4-2(2) 地域振興策の実施について

- ・ 本海域の協議会意見とりまとめに記載のとおり、将来にわたって当地域を活性化していくための振興策を実施することとする。
- ・ 振興策の実施状況は、協議会へ報告することとする。

### 1 実施主体

村上市、胎内市

### 2 実施時期

令和8年度以降

### 【新潟県村上市及び胎内市における協議会意見とりまとめ 一部抜粋】

以下に例示するような取組を行っていくことを通じて、将来にわたって当地域を活性化していくこと、及び持続可能な漁業体制を構築していくことが期待される。

#### (1) 地域振興策

- ①洋上風力発電に関する地元企業への積極的な情報提供を通じた、地域における新産業の育成や関連する雇用の確保
- ②地元を活用したサプライチェーンの構築による、持続性のある地域産業との関係性の構築
- ③洋上風力発電事業における地元港湾の積極的な活用を通じた、港湾地域の活性化
- ④洋上風力発電事業を契機とした観光振興や環境教育の活性化

## 4-2(3) 地域振興策(内水面漁業振興策)の実施について

- ・ 本海域の協議会意見とりまとめに記載のとおり、持続可能な漁業体制を構築していくための内水面漁業振興策を実施することとする。
- ・ 振興策の具体的な内容については、村上市又は胎内市と内水面漁業者が協議の上決定し、実施することとする。
- ・ 振興策の実施状況は、協議会へ報告することとする。

### 1 実施主体

村上市、胎内市又は内水面漁業者

### 2 実施時期

令和8年度以降

### 【新潟県村上市及び胎内市における協議会意見とりまとめ 一部抜粋】

以下に例示するような取組を行っていくことを通じて、将来にわたって当地域を活性化していくこと、及び持続可能な漁業体制を構築していくことが期待される。

#### (2) 漁業振興策

- ①水産資源管理や漁獲量把握等の情報を漁業関係者と共有・連携することによる漁獲量や水揚量の増加、漁業操業の効率化推進による利益最大化等の漁業経営基盤の強化※
- ②漁業環境の整備や担い手の育成、地場産水産物の販売力強化や消費拡大を通じた継続的な漁業運営※
- ③鮭を中心とした孵化増殖事業や鮭漁の見学等の取組の支援・推進及び鮭文化の保全・発展

※①、②は内水面漁業にかかるものに限る